

年収 106 万円、130 万円の「年収の壁」対策について

はじめに

年末近くになると「配偶者の扶養から外れてしまうので就業を調整したい」というパート、アルバイトから要望が上がってくるケースがあります。一定以上の収入や労働時間になると税法上、社会保険上の扶養から外れてしまうためにパートタイマーが就業を抑制する現象は「年収の壁」と言われています。来年 10 月から 51 人以上の会社についてパート・アルバイトへ社会保険適用が拡大されることなども影響して、厚生労働省からこれらの壁を意識せずに働くことのできる環境づくりを後押しするための施策「年収の壁・支援強化パッケージ」が公表されました。現時点での情報について解説します。

106 万円の壁への対応 -キャリアアップ助成金の拡充-

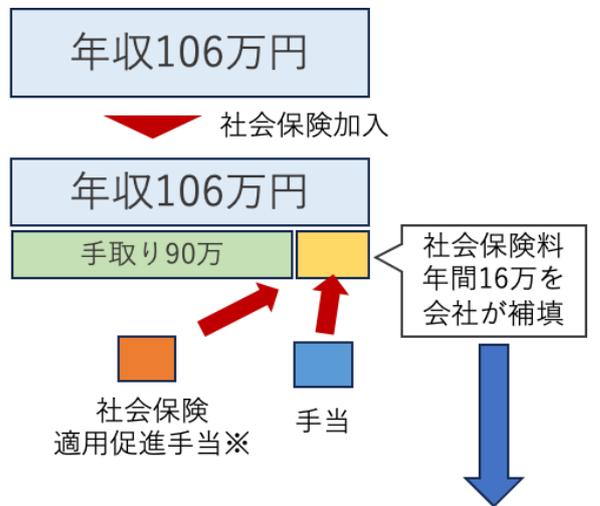
厚生年金被保険者が 51 人以上の会社で働く「週 20 時間以上かつ月収 88,000 円以上＝年収約 106 万円以上」のパートタイマーは、2024 年 10 月から社会保険加入対象となります。自らの社会保険負担が生じることで手取り額が減ってしまうことの補填ために、**キャリアアップ助成金に「社会保険適用時処遇改善コース」が新設される**こととなりました。このコースは、パートタイマー等が社会保険の加入により手取り収入が減少しないように①手当を追加支給する②労働時間を延長するなどの従業員の収入を増加させる取組みを行った会社に対して、従業員 1 人当たり最大 50 万円の支援を行うものとなっています。

また、①の手当の追加支給について、社会保険の等級を決める際に算入しない「社会保険適用促進手当」として支給する場合もこの助成金の支給対象となります。

助成金は最大 2 年半分支給され、次の図のようにその間の社会保険負担を実質的に補填する内容となっています。

働き過ぎると家族の扶養から外れるため就業を調整する問題、いわゆる「年収の壁」について、政府が支援のための施策を発表しました。現時点での内容を解説します。

【社会保険適用時処遇改善コースのイメージ】



半年ごとに10万円、最大2年半で50万円が会社に助成される

※社会保険適用促進手当という補填方法を選択した場合、社会保険等級決定の報酬に算入しない(社会保険等級は低く維持される)

130 万円の壁への対応

健康保険被扶養者・国民年金第 3 号被保険者の認定の基準「年収 130 万円未満」について、年収が一時的に 130 万円を超えてしまう場合も被扶養者として認定される方法が示されました。

この場合、「人手不足による労働時間延長等に伴う残業代増加などの一時的な収入の変動」である旨を会社が証明する書類を添付し申請することにより、収入が一時的に 130 万円を超えても、同一人物について最大 2 回の被扶養者認定がなされるようになります。具体的には毎年冬季に行われる被扶養者資格に係る調査票を提出する際に申請ができるようになると予想されます。

家族手当について

税法、健康保険法における被扶養者の認定基準を企業の家族手当の支給基準に準用しているケースについて、その見直しを周知していくことが発表されています。